南会津町農業等振興事業補助金

- 農業者等の皆様を応援します!-

町では、農業等の振興を図るため、次のような助成制度を設けておりますので、是非ご活用ください。

重点振興作物とは・・・

町内で、ある一定以上の販売実績がある作物をいいます。

野菜類 「南郷トマト」・「アスパラガス」

花卉類 「リンドウ」・「カスミ草」・「スターチス」・「カラー」

【補助対象事業一覧】

事業名		対象・要件等	補 助 金 等
産地生産力強化総合支援事業	【対象】 農業団体、営農集団、農業法人、認定農業者等 【要件】 県の産地生産力強化総合支援事業に採択された事業者に対し、機械 等の購入費及び苗代等を助成する。		県町併せて補助対象事業費の7/10以内 ただし、苗等については2/3以内 重点振興作物以外は全て6/10以内
種苗等支援事業 重点振興作物の栽培に限る	【対象】 農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(要規約) 【要件】 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植:各戸の新植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上 (2)改植:各戸の改植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上ただし、トマトは新植に限る。		(1)補助対象事業費の2/3以内限度額100万円(2)補助対象事業費の1/3以内限度額50万円
農業用資材支援事業重点振興作物の栽培に限る	【対象】 (1)農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者 (2)3戸以上で組織する営農団体(要規約) 【要件】 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代を助成する。 補助対象事業費は1件あたり10万円以上とする。		 (1)補助対象事業費の1/4以内限度額30万円(3年に1回の申請) (2)補助対象事業費の1/4以内1人につき限度額10万円(同一人につき3年に1回の申請)
山野資源活用と農地再生事業	【対象】 農業生産法人、3戸以上で組織する営農団体(要規約) 以前に町の農業規模拡大支援事業等で助成を受けた者 を除く。		
	種苗等管理	市場等へ出荷が可能な作目の種子採取、実生及び育苗管理をし、農家等に苗等の提供と技術指導をする組織等に助成する。	補助対象事業費が30万円を超える場合に、1組織等1年につき限度額30万円(事業を継続する場合は最長3年間)
	苗代	市場等へ出荷が可能な作目の苗を定植する組織等に助成する。 新規事業は合計30a以上で1人当たり5a以上、増反事業は1人当たり5a以上とする。	定植する農地の状況により、補助対象事業費の7/10以内(限度額50万円)
	きのこ栽培	菌床・駒・ほだ木を利用してきのこ栽培をする組織等に助成する。 補助対象事業費は10万円以上とし、1組織につき 1回のみとする。	補助対象事業費の1/2以内(限度額50万円)
重点振興作物栽培支援事業重点振興作物の栽培に限る	(2)農業生産 みのある 【要件】 新規で重点: 械・資材費?	当支援事業認定者 法人、認定農業者、3年以内に認定農業者になる見込 者 振興作物を10a以上栽培する者に対し、機 を栽培初年度のみ助成する。 輔助事業に採択された事業費以外とする。	(1)補助対象事業費の8/10以内限度額160万円(2)補助対象事業費の5/10以内限度額100万円
客土支援事業 重点振興作物の栽培に限る	で組織する営 【要件】 重点振興作物	認定農業者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上 農団体(要規約) 勿栽培ほ場の面積が10a以上で10㎝以上客 D経費を助成する。	補助対象事業費の1/2以内 限度額300万円

【 お問い合わせ先(市外局番0241) 】